

ホームページアドレス  
http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/  
☎=問い合わせ先  
内=内線番号  
◇本庁舎 八幡小路7-1 ☎21111  
◇表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎21111  
◇大信庁舎 大信増見字北田58 ☎42111  
◇東庁舎 東釜子字殿田表50 ☎31111

## 案内

### 「建物被害認定調査」と「被災証明書」の申請

#### 《建物被害認定調査》

市では、この度の震災による建物への被害の程度を調べるため「建物被害認定調査」の実施を予定しています。

この調査は、国が定めた被害認定基準に基づいて市が行うもので、建物の全壊・半壊などを実地調査により判定し認定するものです。

この調査結果は、「被災証明書」の発行や災害見舞金の支給、市税等の減免を行う際の

根拠となるもので重要な調査です。

「建物被害認定調査」は、建物の被害の程度を調べ、統一した基準で認定することから、専門的知識と多くの調査員を必要とするため、実地調査を開始するまでには多少時間がかかりましたのでご了承ください。

なお、実地調査の準備ができた次第、市民の皆さんには改めてお知らせしますので、調査の際にはご協力をお願いします。

また、この調査はすでに市が行っている建物の危険度を判定する目的の「被災建築物応急危険度判定調査」とは目的がまったく別の調査です。

●調査前に家屋等を取り壊しまたは修繕する場合のお願い  
被害の状況が後からでも確認できるように、次のものを準備してください。

- ①建物の全景（できるだけ4つの方向からの全景写真）
- ②被害を受けた箇所の状況が分かる部分的な写真
- ③取り壊しや修繕工事等の見積書及び領収書
- ④その他、実地調査の際に被害の状況を撮影する写真等

害の状況を確認するために参考になるもの

●注意事項 この調査の調査員は、市の職員または市長が委嘱した建築士等が複数で行うことになり、調査員には市が発行した調査員証を携帯させる計画ですので、調査員が同った際には必ず確認するようにしてください。市が発行した調査員証を提示しない場合には、調査を拒否することにも左記までご連絡ください。

●本庁舎課税課 内2130  
《被災証明書の申請》

●「被災証明書」について  
被災証明書は、自然災害などにより家屋が破損した場合、保険金の請求や各種支援、救済措置などの手続きの際に提出を求められるもので、市職員または市長が委嘱した建築士等が被害状況を確認し、その内容を証明するものです。

●申請受付日 4月4日(月)から  
●申請場所 本庁舎生活環境課/各庁舎市民福祉課/各行政センター

●申請に必要なもの 印鑑  
●手数料 無料  
※被災証明書の交付について

### 中小企業者の皆さんへ

この度の震災により被災した中小企業の皆さんが、金融機関から災害復旧資金等の貸付や災害関係融資等を利用する際には、市が発行する「被災証明書」が必要となります。

市では、下記により「被災証明書」を発行しますので、お知らせします。

#### 《路線バス「白河の関線」ダイヤ改正》

4月1日から、白河の関線のダイヤの一部が改正されました。

（改正前）		
新白河駅	白河第3小学校	関の森公園
14:50	15:04	15:32
↓		
（改正後）		
新白河駅	白河第3小学校	関の森公園
15:10	15:24	15:52

※これ以外の便は、変更ありません。  
☎福島交通(株)白河営業所 ☎3151

●申請場所 市役所商工観光課商工労政係（本庁舎2階）

●申請方法 「被災証明願」に被害内容を記載し、その状況を把握できる写真等を添付し提出してください。

※「被災証明願」は、市ホームページからダウンロードできます。

なお、各金融機関、白河商工会議所・表郷商工会・大信商工会・ひがし商工会、産業サポート白河にも置いてあります。

●「被災証明書」と「被災証明書」

《被災証明書》  
地震災害の事実等を証明するものであり、中小企業者が震災関係の緊急融資等を受ける際に添付する書類となります。

#### 《被災証明書》

地震により被害を受けた家屋を対象に、市が被害状況の現地調査を行い、確認した事実に基づいて証明するものであり、調査後の発行となるため期間がかかります。

●本庁舎商工観光課 内2211

### 「災害義援金」を受け付けています

市では、今回の震災の被害が甚大であることから、皆さんからの義援金を受け付けております。

ご協力いただける場合は、左記の口座にお振り込みいただくか、本庁舎社会福祉課までお願いいたします。

●振込先口座  
▽東邦銀行白河市役所支店  
普通口座 106993

白河市災害対策本部 白河市会計管理者 鈴木敏行

※義援金は、寄付金控除の対象となります。受領書を発行いたしますので、お手数ですが、電話・はがき・メールなどで氏名、住所等をお知らせください。

- (1)所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄付金控除（2,000円を超える分）
- (2)地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金控除（5,000円を超える分）
- (3)法人税法第37条第3項第1

は、現地調査後となりますので、即日交付はできません。また、被害認定調査の前に家屋を修繕される方は、被害状況が分かる写真でできるだけ多く記録するとともに、見積書（明細書を含む）を大切に保管してください。

●本庁舎生活環境課 内2166

#### 《応急仮設住宅等相談窓口》

この度の震災により住宅を失った方等を対象に、県が応急仮設住宅を白河総合運動公園内多目的広場および八竜神市営住宅跡地に建設します。

この仮設住宅の入居等に関する相談窓口を下記のとおり開設します。

- 相談受付期間 4月1日(金)以降（土・日・祝日を除く）午前9時～午後4時
- 相談窓口 市役所本庁舎1階特設コーナー  
●本庁舎建築住宅課 内2262

#### 景観に関する届出について

市ではこの度、景観法に基づき景観計画を策定しました。

これにより、4月1日から、一定の規模を超える建築物の建築や工作物の建設などについては、届出が必要となるほか、景観計画に定める景観形成基準への適合が求められます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

●本庁舎都市計画課 内2287

#### 統一地方選挙延期

この度の震災により、4月10日執行の「福島県議会議員一般選挙」と4月24日執行の「白河市議会議員一般選挙」が延期となりました。

新たな選挙期日などにつきましては、改めてお知らせします。

●本庁舎選挙管理委員会事務局 内2510

#### えきかふえ直売所

●日時 4月は毎週水曜日/午前10時～午後2時

●場所 白河 ☎1448

号の規定に基づく損金  
●本庁舎社会福祉課 内2712

#### 市立図書館開館延期

4月30日に予定しておりました、市立図書館開館を延期します。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●市立図書館 ☎3250

#### 公民館主催教室の中止

今回の地震の影響により、平成23年度教室として予定していた「自然探勝トレッキング教室」および「自然探勝教室」は中止としますので、あらかじめご了承ください。

●中央公民館 ☎3810

#### 被災した歴史資料の保存をお願いします

家や家具の下敷きになったり、雨に濡れたりして汚れた歴史資料も、修復することができます。昔から伝わってきた

たものや、家の片づけなどで発見された家や地域の歴史が記録された書類・日記、写真やアルバム、古い書付けや掛け軸などは、それぞれの歴史を伝える貴重な資料です。一度失われてしまえば、復元できません。保存や取り扱いについては、文化財課にご相談ください。

《急いで売却しないでください》  
いったん手放した歴史資料は、二度と皆さんの家や地域の歴史を語ってくれません。古物商に安易に売ったり、引き取ってもらったりしないようお願いいたします。

●本庁舎文化財課 ☎2310

#### 「引越相談所」開設

トラック事業者の団体である福島県トラック協会では、引越相談所を開設し、電話等による引越等の相談に応じています。

●引越相談所の連絡先  
▽福島県トラック協会須賀川支部 ☎0248-176159

●東北運輸局福島運輸支局 ☎024-154610343